

100条調査特別委員会記録

| | | |
|---------|--|---|
| 招集年月日 | 令和8年3月9日 | 午後1時30分 |
| 招集場所 | 多古町議会 議場 | |
| 開 会 | 令和8年3月9日 | 午後1時30分 |
| 出席委員 | ◎勝又一徳 | 伊橋孝太郎 行橋千春 橋本孝之 佐藤利治 佐藤幸三 菅澤博隆 高坂恭子 土井秀敏 石渡悦子 鵜澤 茂 |
| 欠席委員 | 飯田良一 | |
| 会議録署名委員 | 伊橋孝太郎 | 行橋千春 |
| 事務局 | 事務局長 鈴木裕之 | |
| | 事務局 篠塚雪乃 | |
| 協議事項 | 1 調査報告書案について 2 ガイドライン案について 3 調査の終了について 4 今後の流れについて 5 その他 | |

会 議 の 経 過

○委 員 長 みなさんこんにちは。ただいまの出席委員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより第13回100条調査特別委員会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多古町委員会条例第24条により、伊橋孝太郎委員、行橋千春委員を指名いたします。

本日の議題につきましては、次第のとおりであります。委員各位のご協力のほどをよろしくお願いいたします。

初めに、調査報告書案についてを議題といたします。第12回の委員会において、調査報告書の結論部分及び報告書の構成につきましては、既に決定しておりますので、それ以外の部分についてご確認をいただき、修正・追加等ございましたら皆様のご意見をお願いいたします。

なお、報告書の11ページ、本日の第13回委員会の内容につきましては、委員会終了後、修正することとなります。

それでは、ご意見はございませんか。

「なし。」の声。

○委 員 長 特段ご意見もございませんので、調査報告書につきましては、お示ししたとおりにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委 員 長 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

次に、ガイドライン案についてを議題といたします。内容をご確認いただき、ご意見を伺いたしたいと思います。

ご意見ございませんか。

鈴木事務局長。

○鈴木議会事務局長 それでは私の方から、ガイドライン案につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。タブレットのガイドライン案をお開きいただきたいと思います。ガイドラインの作成につきましては、弁護士である帖佐さんに作成をお願いしたところでございますけれども、ガイドラインの一番最後の項目ですね。項目で言いますと3番と4番、3番議員が注意すべき事項、それから、4番再発防止のためにというところについてなんです、今回の事案に係る注意点を、少し具体的に書いていただきたいと思いますということをお願いしてございます。実際に書いていただいたわけですが、その中で弁護士からは、議員が職員の行動を規制、規定するような内容を記載できるかちょっと疑問があります、というようなコメントをいただいております。

またガイドラインの冒頭ですね、第1ページ、ガイドラインの目的趣旨というところ、こちら赤字になってると思っておりますが、こちらにつきましては事務局の方でお考えくださいというこ

とをおっしゃっていましたので、ガイドラインの目的趣旨については事務局の方で案を作成してございます。

先ほど弁護士からのコメントをいただいたところでございますので、ガイドラインの位置付け、そういったものを少し付け加えてございます。本ガイドラインにつきましては、議会の考えを示すものだということで、あくまでも職員の行動を規制したりとか規定するものではありませんと、そういうような位置づけを少し明確に書かせていただいております。そういったことも含めまして、委員の皆様にはご確認をいただきまして、修正等あるかないかご協議いただければというふうに思います。事務局からは以上です。

○委員 長 暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 3 4 分

再 開 午後 1 時 3 6 分

○委員 長 再開します。

ただいま休憩中に修正等がございますので、私の方から修正をさせていただきたいと思えます。ガイドライン案の 2 ページ、③番「市役所の窓口で」とあるところを、「市」を取り除いて「役所の窓口で」という形にしたいと思えます。これにご意見ございますか。

「なし。」の声。

○委員 長 ないようですので、そのように修正を加えたいと思えます。

また、休憩中の協議の中で、このガイドライン案のままでいくという形でございます。これについて、ご意見ございましたらお願いをいたします。

「なし。」の声。

○委員 長 特段ご意見もございませんので、ガイドラインにつきましては、お示ししたとおりにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員 長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、調査の終了についてを議題といたします。先ほど協議において、委員会としての調査報告書並びにガイドラインについて決定したところであります。委員会としては、以上をもって調査を終了することにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員 長 異議なしと認めます。よって、委員会としての調査を終了することに決定をいたしました。

最後に、今後の流れについて事務局より説明をお願いいたします。

鈴木事務局長

○鈴木議会事務局長 それでは、今後の流れにつきましてご説明をさせていただきます。

今しがた、委員会としての調査終了が決定いたしましたので、今定例会の最終日に、本日の

委員会について、委員長報告がございます。委員長報告を受けまして、委員長に対する質疑、討論を経て、最終的にガイドラインを含め、調査報告書及び調査の終了について議会としての議決をお諮りします。

議決されましたら、それをもって調査の終了が決定ということになります。調査終了が決定した後は、本調査報告書とガイドラインを町に提出することになります。

また、定例会の冒頭にて議運の委員長報告にもございましたように、議会として改めて長に対する決議を、定例会最終日の追加日程として発議されることとなります。説明は以上です。

○委員長 以上で本日の議題は全て終了となりますが、皆様からその他として何かございますか。

「なし。」の声。

○委員長 ないようでしたら、以上で本日の委員会を閉じます。お疲れ様でした。

閉会 午後1時39分

ここに会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

令和8年3月9日

委員長 勝 又 一 徳

署名委員 伊 橋 孝太郎

署名委員 行 橋 千 春